

淀川水系流域委員会 第4回住民参加部会（2003.4.18開催）結果概要

03.5.14 庶務作成

開催日時：2003年4月18日（金） 14:00～17:00

場 所：ピアザ淡海 3階 ピアザホール

参加者数：委員 13名、河川管理者 16名、一般傍聴者 48名

1 決定事項

- ・ 本日の議論の内容を踏まえて、部会長、部会長代理および作業部会リーダーは、資料 2-1 補足「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」を修正し、4月21日(月)の第20回委員会に提出する。
- ・ 資料 2-1 補足の内容について、意見のある委員は、5月7日(水)までに庶務に提出する。
- ・ 第5回住民参加部会の日程については、委員会、他部会の状況等を踏まえ調整する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに委員会や他部会の状況等について説明が行われた。

住民意見の聴取・反映に関する提言についての意見交換

住民参加作業部会の川上リーダーより、資料 2-1 補足「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」をもとに、前回からの修正部分について報告がなされ、その後意見交換が行われた。

<主な話題>

- ・ 対話集会の位置づけ（現行法に従って開催、運営等）
- ・ 第三者機関の役割と位置づけ（第三者機関の必要性、新たな第三者機関を設置するのは時間的に可能か、第三者機関を委員会が担うべき等）、権限（河川管理者に行うのは勧告か報告か等）について
- ・ ファシリテータの役割、位置づけ、名称、具体のイメージ・人選等について（第三者機関とファシリテータの関係と役割分担、進行調整役等の名称に、人選と決定者等）
- ・ 対話集会の開催方法について（整備内容により適宜開催方法を検討すべき、テーマの設定等について）
- ・ 合意形成までのプロセス / 提言が主張すべき住民参加のあり方（協働型か、住民主導型か） / 整備計画の策定における住民参加の手続き（フロー） / 関係住民の定義 / 資料の再構成等について

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

3 主な意見

「住民意見の聴取・反映に関する提言」について

< 提言全体および「3. 対話集会もしくは対話討論会(ワークショップ等)開催の必要性」について >
対話集会の検討内容、進め方等

- ・現在の提言内容で、住民参加が本当に実現できるのか疑問がある。現場レベルで実用化するためのよい目安にはなるが、実行するのはまだ困難だと思われる。各地域の事情に合わせて柔軟に運用していくべきだと考える。

河川管理者は、提言に対してたくさん疑問持っておられるはずである。法的に無理なことや問題点等があれば述べてほしい。(部会長)

決定権を河川管理者以外に与えることになると法改正が必要となるが、今回の住民参加の提言内容は、現行法手続きの範囲内を前提とすることとなったため、法的な問題は無い。提案している第三者機関を対話集会や公聴会とは違った視点で行うとすれば意味があるが、本日の提言内容では、その点がまだ不透明であり、対話集会や公聴会と第三者機関の役割分担が必要である。説明をつくし、議論をつくす場としての役割が本来ではないか。

対話集会は、議決を出す場にはなじまないと判断している。(作業部会リーダー)

対話集会で決着がつかない場合、賛成派と反対派双方が代替案を出し合い、それを繰り返すことによって社会的な合意形成を図るということをシステム化していく必要がある。

- ・対話集会にはどのような人をどのくらい集めるべきなのか、その辺のイメージを教えてください。(河川管理者)

住民の意見は多様であり、経験上、会議の場だけで解決できるものでもない。お互いを理解した上で意見をとれるような取り組みを行うには、一緒に現場で自然の保全等の活動を行っていく中でお互いを理解し、信頼関係が生まれることが重要。

対話集会で集める関係住民の選定については、中立の立場である第三者が行わなければならないので、流域委員会が選定委員会を作り、選出すべきである。法的に可能な範囲で、解決スピードがあり、議論を先導していくタイプの委員会が必要だ。

- ・4 ページのフローに委員会があるが、対話集会、ワークショップ等に委員会が関わるのか(部会長)

求められれば出席する。必ずしも関わる必要はない。(作業部会リーダー)

第三者機関を委員会とするのであればフローから委員会を削除した方がよい。

- ・そもそもこの提言は総論なのか、各論なのか。総論ならば詳細がはっきりしないため、他の部会で話し合われている個別具体的な各論的問題に対応できるかどうか分からない。また、説明会と公聴会は異質なものであると認識いただきたい。

この提言は整備計画策定に向けての具体的な方法についての提言である。個別の事業において、これとは別のよい方法があるなら、そちらで進めてもらってもかまわないと思っている。(部会長)

第三者機関の役割、位置づけ、イメージ

- ・第三者機関とは何か。流域委員会を意味するのか、別組織をつくる必要があるのか。(河川管理者)

第三者機関は、流域委員会が最適であるとお考えなら、委員会が行うこともありうるが、今のメンバーで固定して考えたくはない。また、第三者機関とファシリテータが重なってはいけないという考えから、ファシリテータは委員会委員を除く適任者としている。(作業部会リーダー)

第三者機関を委員会とは別の新たな組織であるとするとなを法的根拠にするのか問題がある。

“第三者機関”とせず、“委員会”とすればよい。

第三者機関をこの流域委員会がやると固定する必要もない。

委員会は、例えばダム問題について、ひとつの意見を出しているものであり、中立性があるとは言えない。

第三者機関と委員会が別組織であるなら、第三者機関と流域委員会の議論が対立した場合に問題が生じる。これから新たに第三者機関を立ち上げるのは現実的に難しい。

我々としては、流域委員会にやってもらいたいと思っている。(河川管理者)

委員会の権限を現在のものから少しふくらませて河川管理者から対話集会に関する諮問を受けて、意見を述べるという形にすれば法的な仕組みとしてできるのでは。

流域委員会には、2年間の相当な議論の蓄積があるし、その分、第三者より判断能力があると考え。ここは、“委員会”と改める。(部会長)

- ・第三者機関が河川管理者に対して行うのは報告なのか、勧告なのか。勧告であるなら法律的な問題が生じるのではないか。(河川管理者)

第三者機関が委員会であるならば、勧告ではなく報告だろう。

3(3)について、第三者機関は河川管理者に対して“勧告する”のではなく、“報告”でよい。(部会長)

ファシリテータの役割、人選等

- ・第三者機関とファシリテータとの関係を整理しないといけない。

ファシリテータが進行役で、第三者機関が調整役という認識でよい。(作業部会リーダー)

- ・「ファシリテータは委員以外が行う」とあるが、現実にそれにふさわしい人は見つかるのか。

河川管理者がファシリテータを選ぶとなると、その人の中立性について、住民が危惧をもつ恐れがある。(河川管理者)

河川管理者がノミネートしたリストを委員会に打診するというにすればどうか。

関係住民について

- ・参考事項の「関係住民」の定義がわかりにくい。

スポーツ等の趣味で川を利用している人などは基本的に含まないと考えている。具体的な法的権利を持った利害関係者を想定している。

少し補足説明を入れることとする。(部会長)

- ・「関係住民」の中に、付録でよいが、“女性や子供(若者)も含める”と明記してほしい。

文章にて提出いただきたい。(部会長)

<提言がめざすべき住民参加のレベルについて>

- ・住民が主体となってやることを目指すなら、部会として、情報提供、意見による参加、パートナーシップ、市民主導型のうち、どこまでのレベルを求めるのか確認しておきたい。
住民が意見を述べるだけでなく、できれば住民との協働レベルにしたいと考えている。
(作業部会リーダー)
住民主導までをメニューとして加えて提示し、個々の事業においてどの手法を用いるかは行政に判断して頂くのがよい。
住民主導で行うとなると、法的な問題もあり現実的に無理がある。(部会長代理)
住民との協働までをメニューとし、住民主導は将来の課題としてはどうか。
全体の整理も含め、部会長と部会長代理、作業部会リーダーの判断にお任せいただきたい。(部会長)
このレベルについては、作業部会が提言作成にあたって参考にした資料であり、これについて議論する必要はない。(作業部会リーダー)

<「4. 結果の反映方法について」、「5. 『めやす』(判断基準)」について>

- ・5の判断基準の第一段階に“(5) 必然性”の意味がよくわからない。「公平性」にすればよいのではないか。
「公平性」を加えることとする。(部会長)
- ・5の判断基準の第一段階、第二段階ともに、記述順序を逆にすべきである。
- ・5判断基準の第2段階“(4) 費用効果”とあるが、“費用便益”に変更した方がよいのではないか。

<構成の変更について>

- ・8「本抄で用いた用語の説明」の下段「参考事項」を提言に残すべきか。
8ページの9.「説明資料、内容シートおよび整備計画作成のあり方」は、本文に必要な内容であるので、7.「意見反映の過程・結果の情報公開」の次に、9.の内容を入れ、8.全体と10.「ものいわぬ大衆(いわゆるサイレントマジョリティ)からの意見聴取に関する参考資料」を参考事項として編集しなおせばよい。

<その他、表現修正等について>

- ・4ページのフロー図については、ここに明記された内容でしるべきではない。「上記のやり方、あるいは流域委員会の理念をもとにするこの内容を含むもの」としてほしい。簡略化することも含め、実際に現場でやりやすい方法をとるべきである。
文章にてご提出いただきたい。(部会長)
- ・2ページの3(2)「対話集会もしくは対話討論会(ワークショップ等)の考え方」についてだが、「関係住民と行政」だけではなく、「関係住民同士」も加えるべきである。

- ・5 ページ3(3)開催方法と留意事項の、進行・調整役(ファシリテータ)の要件についての、“双方が信頼し、信頼できる人”ではなく、“お互い”としてほしい。
- ・参考事項の表には、出典を明記すべきである。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。